

新潟県条例第39号

新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例

新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例（平成21年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 充電機能付電力併用自動車 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）附則第12条の2の2第2項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車又は新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）<u>附則第20条第3項第3号</u>に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(自動車取得税の課税免除等)</p> <p><b>第8条</b> 電気自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条の規定による登録（以下「新規登録」という。）又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）が平成28年3月31日までに<u>行われた場合</u>においては、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。</p> <p>2 充電機能付電力併用自動車（法附則第12条の2の2第2項第3号に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成28年3月31日までに<u>行われた</u>ときに限り、法第119条及び附則第12条の2の3第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき法第119条又は附則第12条の2の3第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。</p> <p>(自動車税の課税免除等)</p> <p><b>第9条</b> 電気自動車で平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間（以下「対象期間」という。）に初めて新規登録を受けたものに対しては、<u>当該新規登録を受けた日の属する年度分</u>の自動車税を課さない。</p> <p>2 充電機能付電力併用自動車（県税条例附則第20</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 充電機能付電力併用自動車 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）附則第12条の2の2第2項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車又は新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）<u>附則第20条第2項第3号</u>に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(自動車取得税の課税免除等)</p> <p><b>第8条</b> 電気自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条の規定による登録（以下「新規登録」という。）又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）が平成26年3月31日までに<u>行われた場合</u>においては、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。</p> <p>2 充電機能付電力併用自動車（法附則第12条の2の2第2項第3号に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成26年3月31日までに<u>行われた</u>ときに限り、法第119条及び附則第12条の2の3第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき法第119条又は附則第12条の2の3第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。</p> <p>(自動車税の課税免除等)</p> <p><b>第9条</b> 電気自動車で<u>この条例の施行の日</u>から平成26年3月31日までの間（以下「対象期間」という。）に初めて新規登録を受けたものに対しては、<u>当該新規登録を受けた日の属する年度から平成25年度までの各年度分</u>の自動車税を課さない。</p> <p>2 充電機能付電力併用自動車（県税条例附則第20</p>

条第3項第3号に規定するものに限る。次項、第5項及び第6項において同じ。)が対象期間に初めて新規登録を受けた場合にあっては当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、県税条例第59条から第61条までの規定にかかわらず、1台につき、県税条例附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

3 充電機能付電力併用自動車であって県税条例附則別表第2の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものが対象期間に初めて新規登録を受けた場合にあっては当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、県税条例第59条から第61条まで及び前項の規定にかかわらず、1台につき、同表の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額に、県税条例附則別表第4の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

4 (略)

5 充電機能付電力併用自動車対象期間に初めて新規登録を受けた場合にあっては当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税（法第147条第3項（積雪地域の自動車税の標準税率）に規定する自動車税に限る。）に限り、当該自動車の自動車税の税率は、県税条例第59条から第61条まで並びに第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該自動車についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第2項又は第3項に定める税率に、10分の10から県税条例第60条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

6 充電機能付電力併用自動車対象期間に初めて新規登録を受けた場合にあっては当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税（県税条例第61条第1項各号のいずれかに該当する自動車で知

条第2項第3号に規定するものに限る。次項、第5項及び第6項において同じ。)が対象期間に初めて新規登録を受けた場合にあっては当該新規登録を受けた日の属する年度から平成25年度まで（県税条例附則第20条第2項、第3項及び第6項、附則第21条並びに附則第22条の規定の適用がある場合の年度を除く。）の各年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、県税条例第59条から第61条までの規定にかかわらず、1台につき、県税条例附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

3 充電機能付電力併用自動車であって県税条例附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものが対象期間に初めて新規登録を受けた場合にあっては当該新規登録を受けた日の属する年度から平成25年度まで（県税条例附則第20条第2項、第3項（同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第6項、附則第21条並びに附則第22条の規定の適用がある場合の年度を除く。）の各年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、県税条例第59条から第61条まで及び前項の規定にかかわらず、1台につき、同表の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額に、県税条例附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

4 (略)

5 充電機能付電力併用自動車対象期間に初めて新規登録を受けた場合にあっては当該新規登録を受けた日の属する年度から平成25年度まで（県税条例附則第20条第2項、第3項及び第6項、附則第21条並びに附則第22条の規定の適用がある場合の年度を除く。）の各年度分の自動車税（法第147条第3項（積雪地域の自動車税の標準税率）に規定する自動車税に限る。）に限り、当該自動車の自動車税の税率は、県税条例第59条から第61条まで並びに第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該自動車についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第2項又は第3項に定める税率に、10分の10から県税条例第60条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

6 充電機能付電力併用自動車対象期間に初めて新規登録を受けた場合にあっては当該新規登録を受けた日の属する年度から平成25年度まで（県税条例附則第20条第2項、第3項及び第6項、附則

事の承認を受けたものに対して課する自動車税に限る。)に限り、当該自動車の自動車税の税率は、県税条例第59条から第61条まで並びに第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、当該自動車についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第2項、第3項又は第5項に定める税率に2分の1を乗じたものとする。

7 (略)

#### 附 則

1 (略)

2 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

第21条並びに附則第22条の規定の適用を受ける場合の年度を除く。)の各年度分の自動車税(県税条例第61条第1項各号のいずれかに該当する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する自動車税に限る。)に限り、当該自動車の自動車税の税率は、県税条例第59条から第61条まで並びに第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、当該自動車についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第2項、第3項又は第5項に定める税率に2分の1を乗じたものとする。

7 (略)

#### 附 則

1 (略)

2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

#### 附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。
  - 第9条の改正(「附則第20条第2項第3号」を「附則第20条第3項第3号」に、「附則別表第1」を「附則別表第2」に、「附則別表第2」を「附則別表第4」に改める部分を除く。) 平成26年4月1日
  - 第2条及び第9条の改正(「附則第20条第2項第3号」を「附則第20条第3項第3号」に、「附則別表第1」を「附則別表第2」に、「附則別表第2」を「附則別表第4」に改める部分に限る。) 新潟県県税条例の一部を改正する条例(平成26年新潟県条例第11号)の施行の日

(経過措置)

- 改正後の第9条の規定は、平成26年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成25年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(この条例の失効)

- 第2条及び第9条の改正(「附則第20条第2項第3号」を「附則第20条第3項第3号」に、「附則別表第1」を「附則別表第2」に、「附則別表第2」を「附則別表第4」に改める部分に限る。)は、当該改正に対応する新潟県県税条例の一部を改正する条例による新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号)の改正と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。